第十三条の見出しを「（平成22年改正に係る型式指定特定原動機と同等の性能を有する特定装置に関する適用関係）」に改め、同条中「1318号」を「第1318号。以下「適用整理告示」という。」に、「第41条第１項第21号（定格出力75kW以上560kW未満に限る。）及び第２項第１号」を「第41条第２項第１号」に改める。

第十四条の見出しを「（平成22年改正に係る特定特殊自動車技術基準に関する適用関係）」に改め、同条第１項中「第７条第１項第２号」を「第７条第２号」に、「細目告示別添46」を「平成26年改正前細目告示別添46」に、「右欄に掲げる値」を「中欄に掲げる値」に、「法第11条第１項の規定」を「特定特殊自動車技術基準」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該汚染の度合いを測定する前に、細目告示別添109に規定する方法により排出ガスの光吸収係数を測定する場合であって、当該光吸収係数が、次の表の左欄に掲げる特定原動機の種別に応じて、同表の右欄に掲げる値を超えないときは、それぞれ同表の中欄に掲げる値を超えないものとみなす。

第十四条第１項の表を次のように改める。

特定特殊自動車の種別	黒煙	光吸収係数
定格出力が19kW以上37kW未満である特定原動機を備えた特定特殊自動車	40%	$1.62m^{-1}$
定格出力が37kW以上56kW未満である特定原動機を備えた特定特殊自動車	35%	$1.27m^{-1}$
定格出力が56kW以上75kW未満である特定原動機を備えた特定特殊自動車	30%	$1.01m^{-1}$
定格出力が75kW以上560kW未満である特定原動機を備えた特定特殊自動車	25%	$0.80m^{-1}$

第十四条第11項及び第13項中「第７条第１項第２号」を「第７条第２号」に改める。

第十五条の見出しを「（平成22年改正に係る適用日以後の型式届出特定特殊自動車に係る技術基準に関する適用関係）」に改め、同条第１項中「備えたもの」の次に「（第17条第１項柱書の表の左欄に掲げる定格出力に応じて、それぞれ同表の中欄に掲げる適用日（輸入特定特殊自動車にあっては、同表の左欄に掲げる定格出力に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる輸入特定特殊自動車の適用日。この場合において、同表中「輸入特定原動機の適用日」とあるのは「輸入特定特殊自動車の適用日」と読み替える。）以後に、法第10条第１項の規定による届出がされたものを除く。）」を加え、「より届出される」を「よる届出がされる」に、「第７条第１項第２号の規定」を「第20条第１項の黒煙による汚染の度合いに関する条件」に、「第２条第１項第２号又は第６条」を「第17条第１項各号又は第19条」に改め、同条第11項中「したもの」の次に「（第18条第１項の表の左欄に掲げる定格出力に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる適用日以後に製作等をしたものを除く。）」を加え、「第７条第１項第２号」を「第20条第１項」に、「第２条第１項第２号又は第６条」を「第17条第１項各号又は第19条」に改める。

第11十条中「改正規則」を「平成22年改正規則」に改め、同条を第11十八条とする。

第十九条中「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成22年経済産業省・国土交通省・環境省令第１号。以下「改正規則」という。）」を「平成22年改正規則」に改め、同条第１号中「この告示」を「平成22年改正告示」に改め、同条第11号及び第13号中「改正規則」を「平成22年改正規則」に改め、同条を第11十七条とする。

第十八条を第11十六条とし、第十七条を第11十五条とし、第十六条の見出しを「（平成22年改正に係る少数生産車の基準の細目に関する適用関係）」に改め、同条の次に次の八条を加える。

（平成26年改正に係る特定原動機技術基準に関する適用関係）

第17条　軽油を燃料とする特定原動機であって定格出力が19kW以上560kW未満であるものは、平成22年３月18日以後、次の表の左欄に掲げる定格出力に応じて、それぞれ同表の中欄に掲げる適用日（輸入特定原動機にあっては、同表の左欄に掲げる定格出力に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる輸入特定原動機の適用日）前に主務大臣からその型式について指定を受け、かつ、次の各号のいずれにも適合する場合に限り、型式指定特定原動機とすることができる。なお、この条において「平成26年改正前ディーゼル特定原動機８モード法」及び「平成26年改正前ＮＲＴＣモード法」とは、それぞれ道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成26年国土交通省告示第43号）による改正前の細目告示別添43「ディーゼル特殊自動車８モード排出ガスの測定方法」に規定するディーゼル特殊自動車８モード法及びＮＲＴＣモード法を準用するものとし、この場合において、同別添中「特殊自動車」とあるのは、「特定原動機」と読み替えるものとする。ただし、測定装置については、細目告示別添43「ディーゼル特殊自動車排出ガスの測定方法」の規定を適用することができるものとする。

定格出力	適用日	輸入特定原動機の適用日
19kW以上56kW未満	平成28年10月１日	平成29年９月１日
56kW以上130kW未満	平成27年10月１日	平成29年９月１日
130kW以上560kW未満	平成26年10月１日	平成28年９月１日

一　完成検査の際、当該特定原動機を平成26年改正前ディーゼル特定原動機８モード法により運転する場合に発生し、当該特定原動機の排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量をｇで表した値（非メタン炭化水素にあっては、炭素数当量による容量比で表した値をｇに換算した値）を、平成26年改正前ディーゼル特定原動機８モード法により運転する場合に発生した仕事量をkWhで表した値でそれぞれ除して得た値の当該特定原動機及びこれと同一の型式の特定原動機であって既に完成検査を終了したすべてのものにおける平均値及び細目告示別添43に規定する暖機状態での平成26年改正前ＮＲＴＣモード法により運転する場合に発生し、当該特定原動機の排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量をｇで表した値（非メタン炭化水素にあっては、炭素数当量による容量比で表した値をｇに換算した値）に0.9を乗じた値に、同別添に規定する冷機状態での平成26年改正前ＮＲＴＣモード法により運転する場合に発生し、当該特定原動機の排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量をｇで表した値（非メタン炭化水素にあっては、炭素数当量による容量比で表した値をｇに換算した値）に0.1を乗じた値をそれぞれ加算した値を、同別添に規定する暖機状態での平成26年改正前ＮＲＴＣモード法により運転する場合に発生した仕事量をkWhで表した値に0.9を乗じた値に、同別添に規定する冷機状態での平成26年改正前ＮＲＴＣモード法により運転する場合に発生した仕事量をkWhで表した値に0.1を乗じた値を加算した値でそれぞれ除して得た値の当該特定原動機及びこれと同一の型式の特定原動機であって既に完成検査を終了したすべてのものにおける平均値が、それぞれ次の表の左欄に掲げる特定原動機の種別に応じて、それぞれ同表の一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の欄に掲げる値を超えないものであること。